

第73回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

- ・取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制…………… 1
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要…………… 2
- ・会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針…………… 3

■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書…………… 5
- ・連結注記表…………… 6

■計算書類

- ・株主資本等変動計算書……………14
- ・個別注記表……………15

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

エスペック株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム整備の基本方針の概要については次のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の基本理念・経営理念・運営理念などを明文化した「THE ESPEC MIND」に基づき、「エスペック行動憲章・行動規範」を制定し、取締役および使用人が法令・定款および社会規範を遵守するための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理部門においてコンプライアンスの取り組みを全社横断的に統括し、取締役および使用人への教育・啓蒙を行う。
- (2) 反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当要求に対しても応じない。
- (3) 財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
- (4) 取締役は他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会および取締役会に報告し適切な処置を実施する。
- (5) 監査等委員会は経営の意思決定や業務執行について、その手続きや執行状況などが法令・定款に違反していないことを確認し、社長直轄である内部監査部門は各業務執行部門のコンプライアンス状況を監査し、その結果を適宜、社長、取締役会および監査等委員会に報告する。
- (6) 法令上疑義のある行為等を発見した取締役および使用人が通報し早期に是正する体制として、相談通報窓口を社内外に設置・運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、社内規定に基づき文書または電磁的媒体にて適切に記録・保存・管理するために情報マネジメント全般にわたる体制を整備する。取締役は、常時これらの情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 全社的なリスクの識別・評価については、マテリアリティに基づくリスクも含め、所管部門や検討部会にて実施し、その結果をリスク管理委員会にて審議し承認する。リスクへの対応については、関連諸規定・付議基準に基づき取締役会や関連会議体にて個別リスクを評価のうえ対応を検討・決定し、所管部門にてその対応を行わせる。
- (2) 危機管理の対象となる事象が発生した場合には、危機管理規定に基づき適切・迅速に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化ならびに業務執行責任の明確化を図るために執行役員制度を導入する。
- (2) 当社は、各事業年度開始前に経営方針発表会を開催し、中期経営計画ならびに単年度の経営計画について全社で共有し、経営戦略を実行する。
- (3) 取締役会については、取締役会規定に従って運営し、定期的に（1ヵ月に1回）開催する。
- (4) 招集通知には議題を記載するとともに事前説明や資料の事前配布を行うなど取締役会の効率的運営は、取締役会事務局である総務部門が行う。
- (5) 重要な会議体などにおける審議事項・決議事項などの重要事項については、取締役会および各取締役へ文書、電子メール等を用いて遅滞なく伝達する。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、経営の効率的な運営に資するため、子会社に役員を派遣するとともに関係会社管理担当部門を定め、子会社の内部統制システム整備を支援する。また、エスペック行動憲章・行動規範や社内規定等の子会社への徹底を図るとともに、経営上の重要な課題、リスク情報の伝達・共有とその対応を行う。
- (2) 当社の内部統制システム整備に関する担当部門は、当社および子会社間の内部統制システムに関する協議・情報の共有・指示・要請の伝達等が適切に行われる体制を構築する。

- (3) 当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部統制システムの運用に関する業務監査を実施し、その結果を被監査部門およびその責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制システムの改善策の指導・助言を行う。
 - (4) 当社の経営計画は連結をベースに策定し子会社と共有するとともに、子会社の経営状況を的確に把握するため、関係会社管理規定に基づき、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会の運営や監査業務などの監査等委員会の職務の補助を行う監査等委員会スタッフを配置する。監査等委員会スタッフは、当社の監査等委員会の指揮命令に従う。
 - (2) 監査等委員会スタッフに関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員および使用人に周知する。
 - (3) 監査等委員会スタッフの独立性を確保するため、その人事異動、人事評価については監査等委員会の事前の同意を得る。
7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項や法定の事項に加え、業務執行の状況や内部監査の結果を当社の監査等委員会へ適宜報告し、会社に著しい損害が生じるおそれのある事項を発見した場合や他の取締役および使用人が法令・定款の違反行為をし、またはこれら行為をするおそれがある場合は速やかに報告する。
 - (2) 前記にかかわらず、監査等委員会は必要に応じて、取締役および使用人に対してこれらの報告を求めることができる。また、監査等委員会は必要に応じて重要な会議に出席することができる。
 - (3) 相談通報窓口のうち1ヵ所を常勤監査等委員が担当し、取締役および使用人より広く報告を受け得る体制とする。
 - (4) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制
- (1) 監査等委員会監査等基準により監査を行うとともに、会計監査については監査法人と定期的に意見交換を行い、業務監査については内部監査部門と連携して行う。
 - (2) 監査等委員会と代表取締役社長との会合を定期的にもち、会社が対処すべき課題や会社を取り巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - (3) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定の予算を設ける。
- (注)上記には当期中の体制を記載しておりますが、2026年4月27日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。なお、改定後の体制は東京証券取引所および当社ウェブサイトにおいて開示しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、取締役会に報告しております。また、運用状況を調査するなかで問題点が判明した場合は、是正措置を行うこととしております。

2025年度の運用状況の調査では、概ね適切であることを確認いたしました。一方、今後の課題として「当社および子会社を含めたリスクマネジメントのさらなる充実」「子会社の内部統制システム整備の支援」に取り組む必要があることを確認いたしました。近年増加傾向にあるサイバー攻撃等の情報セキュリティ上のリスクが事業継続に与える影響をふまえ、当社グループにおけるリスクアセスメントを実施いたしました。また、連結経営における内部統制機能のさらなる強化のため、海外の一部の連結子会社を対象に、現地言語で当社へ直接通報できる内部通報窓口を整備するとともに、2026年4月開催の取締役会決議により内部統制システム整備

の基本方針を一部改定いたしました。

当期における主な取り組みといたしましては、全社員を対象とした「エスペック行動憲章・行動規範」およびインサイダー取引防止に関する教育ならびにハラスメント防止研修によりコンプライアンスのさらなる浸透に努めました。加えて、2026年1月に施行された中小受託取引適正化法（取適法）に関する教育を行うなど、リスクマネジメントのさらなる充実に努めました。

また、2025年度の取締役会の実効性評価では、経営に対する監督機能を発揮するための体制が構築されていること、自由闊達かつ建設的な議論、意見交換が行える条件が整っていることなどから、前期に引き続き、取締役会全体の実効性は確保されていることを確認いたしました。一方、今後の課題として「議案に関する情報のさらなる充実化」に取り組む必要があることを確認いたしました。

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主および投資家のみなさまによる自由な取引に委ねられているため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主のみなさまのご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付に応じるか否かの判断も、最終的には株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主のみなさまの共同の利益に資さない大量買付を行う者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(1) 企業価値の源泉

当社は「環境創造技術をかなめに展開するサービス」による「より確かな生環境の提供」をミッションとし、自らの手で次代を切り開く「プログレッシブ（進取的）」な精神のもと、いち早く環境試験の必要性を認識し、1961年に国内初となる環境試験器を開発するなど積極的に事業を展開してまいりました。環境試験器は、お客さまのさまざまな製品・部品がどのような環境下においても正常に機能するかという観点から、事前にその信頼性・品質の評価を行う装置であります。そのため、当社はこの環境試験器が、技術の進歩・産業の発展に貢献し、私たちの暮らしを支えるさまざまな製品・部品の信頼と安心・安全を確保するものであるとともに、当社の企業成長そのものが、株主のみなさま、お客さま、お取引先、当社従業員その他のステークホルダーのみなさまにさらなる価値を提供し、みなさまからの一層の信頼を得ることにつながるものと確信しております。このように、当社からみなさまに価値を提供し、他方でみなさまからの一層の信頼を得るということは、当社の経営理念であります「価値交換性の高い企業」を実現するものであるとともに、株主のみなさまの共同の利益の確保・向上にも資するものでもあると考えております。

当社の企業価値の源泉は、独自の企業文化と当社成長を支える優秀な従業員、国内外のお客さま・お

取引先と構築した信頼関係をベースとして長年培ってきた高い技術・ノウハウや、世界に広がる生産・販売・サービスネットワーク、国際レベルの品質保証体制であり、それらにより「エスペック」ブランドは全世界のお客さまから高い信頼を得て、確固たる地位を確立しております。

また、当社のコアコンピタンスである「環境創造技術」をベースに、エナジーデバイス装置や植物工場などの新たな市場に事業を展開し、安定的かつ持続的な企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に向けて、積極的に企業活動を推進しております。

(2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けて、中期経営計画を作成し、中期的な事業の方向性を明らかにするとともに、年度単位の経営計画と事業施策に展開することで、より具体的な計画の推進と進捗管理を行っています。

また、当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、永続的な企業価値の向上が株主のみなさまの共同の利益の確保・向上の基本であると考えております。配当金は、継続性と配当性向を勘案して決定し、内部留保金につきましては、将来の利益の源泉となる新製品開発や事業戦略への投資に活用することを基本方針としております。

(3) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

当社は、企業は人々のさまざまな願いや社会の期待に応えるための役割や機能を果たす社会的な装置であるという「企業は公器」との考えのもと、企業活動を進めるうえで関わり合う株主のみなさま、お客さま、お取引先、当社従業員その他のステークホルダーのみなさまとの間で、お互いにとってより良い関係を築き、みなさまに対してより高い価値を提供することで、「価値交換性の高い企業」を目指しております。

この基本的な考えを踏まえて事業活動を行うにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠であることから、コンプライアンスの確保と、より透明性・効率性の高い経営体制の確立を目指しております。

また、意思決定および業務執行が、法令・定款・社内規定を遵守し適正に行われるために必要な体制・制度を整備し、その運営状況のチェックと自浄機能が作用される社内システムの維持・構築を、内部統制に関する基本理念としております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当初2008年6月24日開催の当社第55回定時株主総会において、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2014年6月25日開催の当社第61回定時株主総会の決議により継続（以下「本プラン」という）してまいりました。しかしながら、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、株主のみなさまのご意見等を踏まえ、本プランの継続の是非について慎重に検討した結果、2017年5月12日開催の取締役会において、本プランを継続せず、廃止することを決議いたしました。なお、当社は、本プラン廃止後も、当社株式の大量買付を行おうとする者に対しては、株主のみなさまが大量買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主のみなさまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

今後も当社は、独自の企業文化と長年培ってきた高い技術とノウハウ、ならびに株主のみなさま、お客さま、お取引先、当社従業員その他のステークホルダーのみなさまとの間に構築された良好な信頼関係の維持・促進に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組むことで、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に努めてまいります。なお、上記2. および3. の取り組みは、上記1. の基本方針に沿っており、また、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,895	7,053	41,212	△3,318	51,843
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,323		△2,323
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,879		5,879
自 己 株 式 の 取 得				△2,751	△2,751
自 己 株 式 の 処 分		415		652	1,067
そ の 他			△4		△4
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	415	3,551	△2,099	1,868
当 期 末 残 高	6,895	7,469	44,764	△5,417	53,711

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	2,095	△678	3,190	243	4,850	56,693
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,323
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						5,879
自 己 株 式 の 取 得						△2,751
自 己 株 式 の 処 分						1,067
そ の 他						△4
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	803		1,905	129	2,839	2,839
当 期 変 動 額 合 計	803	—	1,905	129	2,839	4,707
当 期 末 残 高	2,898	△678	5,095	373	7,689	61,401

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称
ESPEC NORTH AMERICA, INC.

愛ス佩ク環境儀器（上海）有限公司

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

ESPEC ENGINEERING VIETNAM CO., LTD.

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社の数 なし

- (2) 持分法適用の関連会社の数 なし

- (3) 持分法を適用していない非連結子会社（ESPEC ENGINEERING VIETNAM CO., LTD. 他）は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海愛ス佩ク環境設備有限公司、愛ス佩ク環境儀器（上海）有限公司、愛ス佩ク測試科技（上海）有限公司、愛ス佩ク試験儀器（広東）有限公司、ESPEC（CHINA）LIMITEDの決算日は12月31日であります。これらの会社については、連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

- (ロ) デリバティブ

時価法によっております。

- (ハ) 棚卸資産

仕掛品は主として個別法による、その他の棚卸資産は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～50年

- (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

- (ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (ロ) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

- | | |
|---------------|---|
| (ハ) 役員賞与引当金 | 役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。 |
| (ニ) 製品保証引当金 | 製品の保証期間に係る無償のアフターサービス費用の支出に備えるため、売上高に対する保証費用の発生経験率に基づき計上しております。 |
| (ホ) 受注損失引当金 | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を受注損失引当金として計上しております。 |
| (ヘ) 役員退職慰労引当金 | 国内連結子会社は、取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議しておりますが、現任役員の役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。 |
| (ト) 役員株式給付引当金 | 役員への当社株式等の交付に備えて、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。 |

(追加情報)

(株式給付信託 (BBT))

1. 取引の概要

当社は、2018年8月より当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下、社外取締役を除く取締役及び取締役を兼務しない執行役員を総称して「取締役等」という）を対象に、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」（以下「本制度」という）を導入しております。

また、当社は2022年6月23日開催の第69回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、第65回定時株主総会の決議による本制度の報酬枠を廃止し、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する本制度に係る報酬枠の設定を改めて決議しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」という）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。

本制度に関する会計処理につきましては、本信託の資産及び負債並びに損益を連結計算書類に含めて計上する総額法を適用しております。また、役員株式給付規定に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末507百万円及び240,400株、当連結会計年度末396百万円及び187,800株であります。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社グループの主な事業内容は、装置事業とサービス事業であり、その履行義務の内容は、環境試験器等の製造・販売、当該製品の据付、現地での調整作業、移設、メンテナンス及び保守、受託試験等となっております。なお、取引の対価は、前受金を除き履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

(ロ) 主な履行義務に係る収益を認識する通常の時点

- ① 据付及び現地での調整作業を伴わない製品・サービスの提供について、製品を引き渡す又は役務を提供する一時点において履行義務が充足されることから、製品の引渡時点又は役務の提供時点で収益を認識しております。
- ② 据付及び現地での調整作業を伴う製品・サービスの提供について、製品の据付及び現地での調整作業が完了する一時点において履行義務が充足されることから、製品の据付及び現地での調整作業の完了時点で収益を認識しております。
- ③ 特定の製品の販売や製品の移設等については、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて顧客がそれを支配するため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、コストに基づくインプット法によっております。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総原

価に占める割合に基づいて行っております。

④ 製品の保守契約等については、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(ハ) 契約に保証及び関連する義務が含まれる場合の履行義務に関する情報

環境試験器等の販売契約において、引渡し後、概ね1年から5年以内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(ロ) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(ハ) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の効果の及ぶ期間にわたり均等償却しております。

(追加情報)

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

1. 取引の概要

当社は、従業員への福利厚生を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下「本制度」という)を導入しております。

本制度は、エスペック従業員持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであります。本制度では、当社が信託銀行に「エスペック従業員持株会専用信託口」(以下「E-Ship信託」という)を設定し、E-Ship信託は、2025年8月以降約2年8か月間にわたりエスペック従業員持株会が取得すると見込まれる規模の当社普通株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得いたします。その後は、E-Ship信託から本持株会に対して継続的に当社普通株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship信託が当社普通株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

当社株式の取得及び処分については、当社がE-Ship信託の債務を保証しており、当社とE-Ship信託は一体であるとする会計処理(以下、「総額法」という。)をしております。従って、E-Ship信託が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については連結計算書類に含めて計上しております。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末336百万円及び101,400株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 331百万円

(株式給付信託 (J-ESOP))

1. 取引の概要

当社は、2026年3月より当社の従業員のうち経営補佐職層(以下「従業員」という)を対象に、自社の株式を給付

するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」という）を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」という）を通じて取得され、従業員に対して、当社が定める経営補佐職層株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。

本制度に関する会計処理につきましては、本信託の資産及び負債並びに損益を連結計算書類に含めて計上する総額法を適用しております。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末393百万円及び99,800株であります。

II 重要な会計上の見積り

（のれんの評価）

1. 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,117百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは、子会社又は事業の買収時において被取得企業又は事業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業又は事業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却しております。

のれんの減損の兆候の有無は、被取得会社又は事業ごとに取得時に見込んだ将来の事業計画の達成状況を確認すると共に、将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較すること等により判断しております。

取得時に見込んだ将来の事業計画は、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける場合があり、事業計画の重要な変更が必要となった場合には、のれんの減損損失の計上により、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

III 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金 2百万円

(2) 担保付債務

買掛金 一百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

17,819百万円

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づいて事業用土地の再評価を行っております。

(1) 土地の再評価方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録された価額（固定資産税評価額）に合理的な調整を行う方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価による方法により算出しております。

(2) 再評価を行った年月日

2002年3月29日

(3) 再評価を行った土地の決算期末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

820百万円

IV 連結損益計算書に関する注記

（減損損失）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額（百万円）
遊休	工具器具及び備品	栃木県宇都宮市	223
計			223

当社グループは、事業セグメントを基礎として資産をグルーピングしております。なお、遊休資産については個々の資産単位でグルーピングを行っております。

上記資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	23,781		—		—	23,781

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,324百万円	60円	2025年3月31日	2025年6月23日

(注) 本決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である2025年3月31日現在で「株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（自己株式）数240,400株に対する配当金14百万円を含んでおります。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	999百万円	45円	2025年9月30日	2025年12月10日

(注) 本決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である2025年9月30日現在で「株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（自己株式）数187,800株に対する配当金8百万円及び「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」の信託財産として野村信託銀行株式会社（エスペック従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式（自己株式）数133,100株に対する配当金5百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,523百万円	70円	2026年3月31日	2026年6月29日

(注) 本決議による「配当金の総額」には、この配当の基準日である2026年3月31日現在で「株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（自己株式）数187,800株に対する配当金13百万円、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（自己株式）数99,800株に対する配当金6百万円及び「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」の信託財産として野村信託銀行株式会社（エスペック従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式（自己株式）数101,400株に対する配当金7百万円を含んでおります。

3. 当連結会計年度末の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金等の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に関する規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、外貨建営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用してヘッジしております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

長期借入金は、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入に伴う信託口における金融機関からの借入であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額506百万円）は、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*2)	時価(*2)	差額
(1) 受取手形及び売掛金	18,751	18,751	
貸倒引当金(*3)	△56	△56	
	18,695	18,695	—
(2) 電子記録債権	8,466	8,466	
貸倒引当金(*3)	—	—	
	8,466	8,466	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,424	4,424	—
(4) 支払手形及び買掛金	(4,189)	(4,189)	—
(5) 電子記録債務	(2,229)	(2,229)	—
(6) 短期借入金	(280)	(280)	—
(7) 未払法人税等	(1,037)	(1,037)	—
(8) 長期借入金	(331)	(331)	—
(9) デリバティブ取引(*4)	(4)	(4)	—

*1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

*2 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

*3 受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

*4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	4,424	—	—	4,424
資産計	4,424	—	—	4,424
デリバティブ取引 通貨関連	—	4	—	4
負債計	—	4	—	4

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	331	—	331
負債計	—	331	—	331

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期借入金

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、レベル2の時価に分類しております。

VII 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	金額
顧客との契約から生じる収益	69,600
その他の収益	433
計	70,034

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計	調整額	連結損益計算書計上額
	装置事業	サービス事業	その他事業			
収益認識の時点						
一時点で移転される財	57,813	7,567	2,747	68,128	△507	67,620
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,654	326	—	1,980	—	1,980
計	59,468	7,893	2,747	70,108	△507	69,600

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」に、契約負債は流動負債の「契約負債」に計上しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	23,401
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	27,218
契約資産（期首残高）	452
契約資産（期末残高）	196
契約負債（期首残高）	3,145
契約負債（期末残高）	4,136

契約資産は、特定の製品の販売や製品の移設等について期末日時点で当社グループが履行済みの部分に係る権利に関し未請求のものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,145百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2026年3月31日時点で29,987百万円であります。なお、当初予想される契約期間が1年を超える契約について残存履行義務に配分した取引価格の重要性が乏しいことから、当該記載を省略しております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,873円40銭
1株当たり当期純利益	270円39銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	6,895	7,136	279	7,416	469	11,280	18,792	30,541	△3,318	41,534
当期変動額										
剰余金の配当							△2,323	△2,323		△2,323
当期純利益							5,282	5,282		5,282
自己株式の取得									△2,751	△2,751
自己株式の処分			415	415					652	1,067
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	415	415	—	—	2,958	2,958	△2,099	1,275
当期末残高	6,895	7,136	695	7,832	469	11,280	21,751	33,500	△5,417	42,810

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,095	△678	1,416	42,951
当期変動額				
剰余金の配当				△2,323
当期純利益				5,282
自己株式の取得				△2,751
自己株式の処分				1,067
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	803		803	803
当期変動額合計	803	—	803	2,079
当期末残高	2,898	△678	2,220	45,030

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 製品・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。製品の一部で個別法を採っております。

(ロ) 仕掛品

個別原価計算手続きに基づく個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 投資その他の資産（長期前払費用）

法人税法に規定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の保証期間に係る無償のアフターサービス費用の支出に備えるため、売上高に対する保証費用の発生経験率に基づき計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を受注損失引当金として計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員株式給付引当金

役員への当社株式等の交付に備えて、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

(追加情報)

(株式給付信託 (BBT))

1. 取引の概要

当社は、2018年8月より当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下、社外取締役を除く取締役及び取締役を兼務しない執行役員を総称して「取締役等」という）を対象に、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT) 」(以下「本制度」という)を導入しております。

また、当社は2022年6月23日開催の第69回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、第65回定時株主総会の決議による本制度の報酬枠を廃止し、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する本制度に係る報酬枠の設定を改めて決議しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」という）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。

本制度に関する会計処理につきましては、本信託の資産及び負債並びに損益を計算書類に含めて計上する総額法を適用しております。また、役員株式給付規定に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末507百万円及び240,400株、当事業年度末396百万円及び187,800株であります。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社の主な事業内容は、装置事業とサービス事業であり、その履行義務の内容は、環境試験器等の製造・販売、当該製品の据付、現地での調整作業、移設、メンテナンス及び保守、受託試験等となっております。なお、取引の対価は、前受金を除き履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 主な履行義務に係る収益を認識する通常の時点

(イ) 据付及び現地での調整作業を伴わない製品・サービスの提供について、製品を引き渡す又は役務を提供する一時点において履行義務が充足されることから、製品の引渡時点又は役務の提供時点で収益を認識しております。

(ロ) 据付及び現地での調整作業を伴う製品・サービスの提供について、製品の据付及び現地での調整作業が完了する一時点において履行義務が充足されることから、製品の据付及び現地での調整作業の完了時点で収益を認識しております。

(ハ) 特定の製品の販売や製品の移設等については、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて顧客がそれを支配するため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、コストに基づくインプット法によっております。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。

(ニ) 製品の保守契約等については、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(3) 契約に保証及び関連する義務が含まれている場合の履行義務に関する情報

環境試験器等の販売契約において、引渡し後、概ね1年から5年以内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

1. 取引の概要

当社は、従業員への福利厚生を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下「本制度」という)を導入しております。

本制度は、エスペック従業員持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであります。本制度では、当社が信託銀行に「エスペック従業員持株会専用信託口」(以下「E-Ship信託」という)を設定し、E-Ship信託は、2025年8月以降約2年8か月間にわたりエスペック従業員持株会が取得すると見込まれる規模の当社普通株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得いたします。その後は、E-Ship信託から本持株会に対して継続的に当社普通株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship信託が当社普通株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

当社株式の取得及び処分については、当社がE-Ship信託の債務を保証しており、当社とE-Ship信託は一体であるとする会計処理(以下、「総額法」という。)をしております。従って、E-Ship信託が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については計算書類に含めて計上しております。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末336百万円及び101,400株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度末 331百万円

(株式給付信託 (J-ESOP))

1. 取引の概要

当社は、2026年3月より当社の従業員のうち経営補佐職層(以下「従業員」という)を対象に、自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」という)を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下「本信託」という)を通じて取得され、従業員に対して、当社が定める経営補佐職層株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。

本制度に関する会計処理につきましては、本信託の資産及び負債並びに損益を計算書類に含めて計上する総額法を適用しております。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末393百万円及び99,800株であります。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,721百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 - 短期金銭債権 3,668百万円
 - 長期金銭債権 233百万円
 - 短期金銭債務 273百万円
3. 土地の再評価
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づいて事業用土地の再評価を行っております。
 - (1) 土地の再評価方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録された価額（固定資産税評価額）に合理的な調整を行う方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価による方法により算出しております。
 - (2) 再評価を行った年月日
2002年3月29日
 - (3) 再評価を行った土地の決算期末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額
820百万円

III 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
 - 営業取引による取引高
 - 売上高 7,212百万円
 - 仕入高等 2,392百万円
 - 営業取引以外の取引高 1,502百万円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額（百万円）
遊休	工具器具及び備品	栃木県宇都宮市	223
計			223

当社は、事業セグメントを基礎として資産をグルーピングしております。なお、遊休資産については個々の資産単位でグルーピングを行っております。

上記資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	1,949,204	785,432		322,000		2,412,636

(変動事由の概要)

- ① 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式187,800株、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式99,800株及び「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」の信託財産として野村信託銀行株式会社(エスペック従業員持株会専用信託口)が保有する当社株式101,400株が含まれております。
- ② 自己株式の株式数の増加785,432株は、市場買い付けによる自己株式の取得550,000株、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の導入に伴う第三者割当による自己株式の取得135,500株、株式給付信託(J-ESOP)の導入に伴う第三者割当による自己株式の取得99,800株及び単元未満株式の買取による取得132株であります。
- ③ 自己株式の株式数の減少322,000株は、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分135,500株、株式給付信託(J-ESOP)の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分99,800株、E-Ship信託からエスペック従業員持株会への譲渡による減少34,100株及び役員株式給付規定に基づく自己株式の給付による減少52,600株であります。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払社会保険料	23百万円
賞与引当金	162百万円
製品保証引当金	32百万円
未払事業税	68百万円
投資有価証券評価損	64百万円
資産除去債務	5百万円
減損損失	84百万円
減価償却限度超過額	8百万円
その他	99百万円
繰延税金資産小計	548百万円
評価性引当額	△83百万円
繰延税金資産合計	464百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務	△1百万円
前払年金費用	△228百万円
その他有価証券評価差額金	△1,237百万円
繰延税金負債合計	△1,468百万円
繰延税金負債の純額	△1,003百万円

上記以外に土地の再評価に係る繰延税金資産及び負債があり、その内訳は以下のとおりであります。

(再評価に係る繰延税金資産)

再評価に係る繰延税金資産	590百万円
評価性引当額	△590百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	—百万円

(再評価に係る繰延税金負債)

再評価に係る繰延税金負債	△549百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△549百万円

VI 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	愛 斯 佩 克 環 境 儀 器 (上 海) 有 限 公 司	所有 間接 100%	役員の兼任 当社製品の販売	製品の販売 (注)	2,129	売 掛 金	962
子 会 社	E S P E C E N G I N E E R I N G (T H A I L A N D) C O . , L T D .	所有 直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注)	1,574	売 掛 金	635

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 製品の販売については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

VII 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 VII 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,107円31銭
1株当たり当期純利益	242円94銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。